



高根沢町公告第26号

入 札 公 告

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8（2026）年 8 月 3 日

高根沢町長 神 林 秀 治



1 入札対象工事

入 札 番 号	R8-1013
工 事 名	高根沢町立阿久津中学校体育館空調設備設置工事
工 事 箇 所	高根沢町立阿久津中学校
業 種	管工事
工 事 概 要	空冷ヒートポンプパッケージエアコン ・天井吊形 架台取付(冷房能力 14kw、暖房能力 16kw) 12 台 ・天井吊形 (冷房能力 4.0kw、暖房能力 4.5kw) 2台 の設置に伴う機械設備工事、建築工事、電気設備工事一式
工 期	令和 9（2027）年 3 月 19 日 限り
週休 2 日制工事	－
余 裕 期 間	－
最低制限価格等	高根沢町低入札価格調査制度（建築）を適用
予 定 価 格	¥81,356,000-（内消費税額 ¥7,396,000-）
入 札 方 法	電子入札
町 議 会 の 議 決	町議会の議決対象工事：議会の議決を得た時に本契約となる
熱 中 症 対 策	－

2 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、事後審査型条件付一般競争入札共通事項に記載された資格要件及び次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

参 加 形 態	単独
本 店 ・ 営 業 所	栃木県内に建設業法に基づき設置された本店があること。
業 種 及 び ラ ン ク	高根沢町入札参加資格者名簿で管工事の等級が A であること。
配 置 技 術 者	建設業法に基づき本工事に対応する技術者を配置できること。

3 入札日程等

入札参加申請書受付期間	令和8年8月6日（木） 16：00までに電子入札システム内にて提出 添付書類：事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（※押印不要）
設計書閲覧期間	令和8年8月7日（金）以降にホームページで公開
質問の受付期間	令和8年8月18日（火） 16：00までにE-mail 提出先：学校教育課
質問への回答	令和8年8月20日（木）
入札書提出方法	令和8年8月28日（金） 17：00までに電子入札システム内にて提出
開札日時	令和8年8月31日（月） 10：00から 場所：高根沢町役場 総務課事務室（本庁第1庁舎2階）

4 資格審査

落札候補者は、以下の期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式2号）を提出すること。

提出期限	令和8年9月2日（水） 16：00までに持参又はE-mail 但し、高根沢町低入札価格調査制度により調査対象となった場合、調査後に提出。 提出先：総務課 契約係 E-mail：keiyaku@town.takanezawa.tochigi.jp
------	---

5 保証金・前払金等

入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上 但し、高根沢町低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、契約金額の100分の30以上とする。
支払条件	前払金：請求できる。 中間前払金：請求できる。 部分払：請求できる。 ※詳細は高根沢町契約事務規則を参照

6 入札の辞退

入札を辞退する場合は、電子入札システム内にて「辞退届」を提出すること。

なお、入札書を提出した後であっても、開札の開始までは辞退することができる。

7 契約手続き

本案件の契約手続きについては、電子契約サービスによる契約締結を可能とする。

8 その他

- (1) 本工事の施工箇所が「学校施設」であることから、学校運営に支障のないよう施工すること。
- (2) 下請け業者を選定する場合は、町内に本店を設置する者を選定するよう努力すること。

9 担当課

- (1) 公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係

TEL : 028-675-8101 FAX : 028-675-2409

E-mail : keiyaku@town.takanezawa.tochigi.jp

- (2) 工事内容について

高根沢町学校教育課 施設管理係

TEL : 028-675-1037 FAX : 028-675-6820

E-mail : gakkyou2@town.takanezawa.tochigi.jp

様式第1号（第5条関係）

入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約保証金額及び契約不適合責任の存続期間を次のとおりとする。

- 1 契約保証金額は「請負代金額の10分の3以上」とし、高根沢町建設工事請負契約書第57条の2に規定する違約金は「請負代金額の10分の3に相当する額」とする。
- 2 契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内とする。ただし、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年6月が経過する日までとする。